

4. 街なかにぎわい創出事業

1 目的

- ・ 街なかで実施される地域経済活性化に資するイベント等に要する経費を補助し、中心市街地の地域経済活性化やにぎわい創出を図ることを目的とする。

2 補助率・限度額

- ・ 補助率 50/100
- ・ 限度額 30万円

3 対象者

- ・ 商店街振興組合、任意の商店街組合、団体・グループ
「団体・グループ」の定義については、共通事項3ページ参照

【申請者となる条件】(下記の条件いずれにも該当すること)

- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 市税を滞納していないこと
- ◆ 市内を拠点に活動する(している)こと

4 対象となる事業

①名寄市都市計画「商業地域内」で開催されるイベント等に要する経費であり、地域経済活性化やにぎわい創出が期待できる取組であること。

②次のいずれにも該当する事業であること。

ア) 不特定多数の一定の集客が見込めるイベントであり、開催地域における回遊などの波及効果が期待できるもの。

※特定の集客しか認められないと判断される場合(イベントの内容が個別案件・特定の集客のみを対象としている等)は補助対象外となります。

※集客が少ない(社会通念上事業費・補助金額と比べて参加者が少ない等)、参加者の多くが関係者等のイベントについては、必要に応じ聞き取りを実施し、事業内容を精査し補助対象外となる場合があります。

イ) 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること。

③事業の「着手年月日」は消耗品等を発注した日、会場等の利用申込日、外注先へ業務依頼した日又は事業に係る支出を行った日等、いずれか早い日とし、「完了年月日」はイベントや調査・研究活動等が終了した日、事業に係る支出が全て完了した日又は補助金変更決定通知日のいずれか遅い日とします。

④補助対象となるためには、着手年月日よりも前に交付決定を受ける必要があります。

⑤補助事業の完了は、遅くても当該年度の3月末日までとしてください。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

5 補助対象経費

①補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。

- ア) 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ) 補助金の交付決定日以降に発生した経費
- ウ) 証拠資料等によって金額が確認できる経費

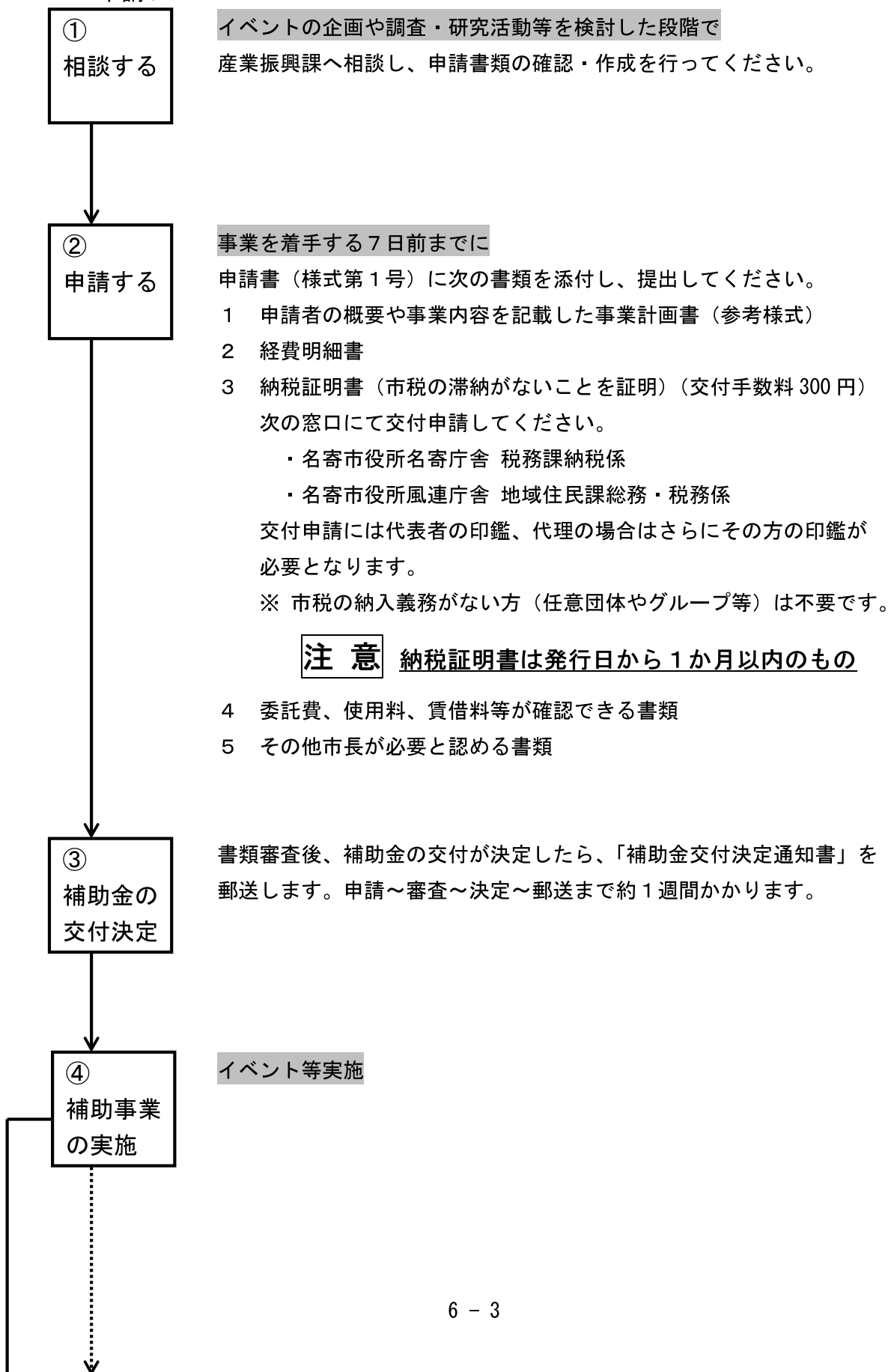
・ 補助対象と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費は補助対象外となります。

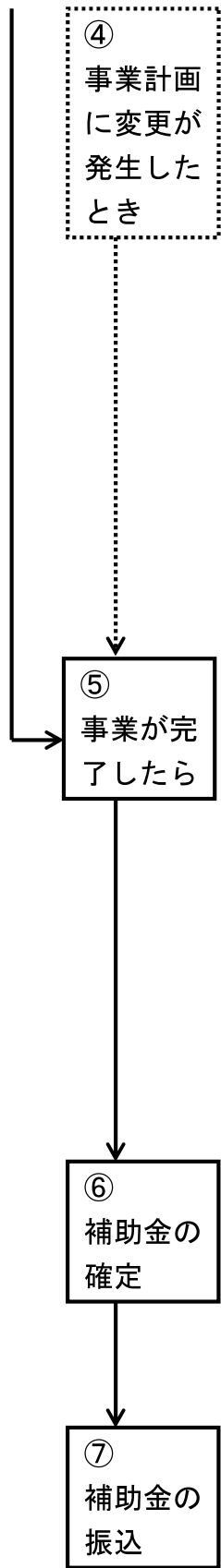
費目	説明
ア イベント費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済活性化に資するイベントに必要と認められた経費 ただし、イベント実施時に収入（入場料、売り上げ、協賛金等）がある場合は、その額を補助対象経費から控除します。 ・ 団体内構成員への謝礼等は補助対象外とします。
ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業遂行に必要と市長が認めた経費

【補助対象外のものの例示】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定前に発注・利用申込・業務依頼等をしたもの ※ 見積書や申込書等の徴取は交付決定前でも構いません。 ・ 備品購入費 ・ 食糧費 ・ 振込手数料、保険料（イベント賠償責任保険は補助対象とします） ・ 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします） |
|--|

6 申請フロー





次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

- （1）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業に要する経費又は補助金交付決定額の3割を超える変更をしようとするとき。

注意 交付決定額を超える変更（増額）はできません。

- （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的に影響がない事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更承認申請書には、変更後の経費明細書（申請時に提出したものと変更箇所がわかるようにしてください。）を添付してください。書類審査後、「補助金変更決定通知書」を郵送します。

イベント終了・変更決定の通知が届くなど、事業が完了したら完了後30日以内（当該年度の3月末日を越えるときは、3月末日まで）に、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して提出してください。

- 1 経費明細書
- 2 支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
- 3 事業概要報告（成果報告・調査報告・イベントのチラシ・写真等）
- 4 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 5 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、「補助金確定通知書」を郵送します。実績報告～書類審査～補助金の確定まで約1週間かかります。

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。